

出席停止のお知らせ（新型コロナウイルス感染症）

学校感染症「新型コロナウイルス感染症」と診断されましたので、「学校保健安全法第19条」により出席停止となります。出席停止は、疾病の早期回復を図るとともに、他の生徒への感染を防ぐための措置となります。お休みしても欠席として扱いませんので、医療機関の指導に従い治療に専念し、家庭で十分に身体を休めてください。

◎学校保健安全法施行規則第19条の規定

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

*発症した日を「0日」として、その後5日を経過し、かつ、症状が軽快した日を「0日」として、その後1日を経過するまで登校できません。

「登校許可願」

担任と発症日を確認し、「登校許可願」に自宅療養中の体温、症状を記入して下さい。登校当日も朝の体温を記入し、保護者の氏名・捺印をして、保健室に直接提出します。

【登校のできる基準】

経過報告書を自宅療養中に記入する。

2つの条件を満たさないと、登校できません。

- ①新型コロナウイルス感染症の症状（主に発熱）がでた日から、5日経っていること。
- ②解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向となってから、1日経っていること。

登校ができる状態になりましたら、必ず担任に状況を報告。担任と、2つの条件を満たしていることを確認したのち、次の日から登校できます。

登校時の注意

***登校できる状態になったら、登校してよい日を必ず担任と確認してください。**

- ① 登校したら、教室に行く前に保健室（不在であれば職員室）に立ち寄り、「登校許可願」を提出してください。
（感染拡大防止のために再度経過をチェックさせていただきます。）
- ② 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されていますので、御協力をお願いいたします。



経過報告

- 1 診断名 新型コロナウイルス感染症
- 2 発症日(症状が出現した日) 令和 5年 4月 1日(金)
- 3 医療機関名 〇〇病院 受診日 4月 2日(土)
- 4 自宅療養中の様子 平熱 36.2℃

症状の出現した日を「0日」とします。
その他の症状

発症日から の日数経過	解熱後の 日数経過	月日・曜日	体温		その他の症状
			朝	夜	
発症日・ 0日		4/1 (金)	℃	38.5℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、 味覚・嗅覚の異常、その他()
1日目		4/2 (土)	38.5℃	38.4℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、 味覚・嗅覚の異常、その他()
2日目		4/3 (日)	37.5℃	37.3℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、味 覚・嗅覚の異常、その他()
3日目		4/4 (月)	37.3℃	37.0℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、味 覚・嗅覚の異常、その他()
4日目		4/5 (火)	37.0℃	36.5℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、味 覚・嗅覚の異常、その他()
5日目	0	4/6 (水)	36.3℃	36.5℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、味 覚・嗅覚の異常、その他(食欲なし)
	1	4/7 (木)	36.1℃	36.2℃	発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻水、だるさ、 味覚・嗅覚の異常、その他()
		4/8 (金)	36.1℃	℃	

「発症した後5日」をすぎても、「症状が軽快した後1日」をすぎていると再登校できません!

再登校日の朝の体温を記入します。

解熱剤を使用せずに平熱となり、呼吸器症状が改善傾向となった日を「0日」とします。ただし、朝、平熱でも、夜に微熱となったり、息苦しさ、咳が悪化した場合には「0日」とはしません!

登校許可願

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したので登校させます。

令和 5年 4月 8日 3 年

生徒氏名 富士川 太郎

保護者氏名 富士川 一郎 印